



犯罪捜査における記憶の重要性 について

奈良県警察科捜研 主任研究員 尾藤昭夫

平成30年12月9日

- 今、小川先生にポリグラフ検査のお話をいただきました。
- その中で、

容疑がかかっているが、無実の人



ポリグラフで検査し陰性判定
(記憶なし)



虚偽自供による誤認逮捕、冤罪の防止に役立つ

- ということを理解していただけたかと思います。
- 私の発表では、実際に誤認逮捕を回避したニアミス事例をお話しします。
- ところで、そもそもこのようなニアミス事例が存在するということは次のようなことを意味しています。

物証
科学的証拠
状況証拠
目撃証言

Aさんが犯人
であるとの仮
説を構成

ポリグラフ検査
で棄却

物証、状況証拠、科学的証拠による事実認定にもリスクがある。

記憶にまつわる捜査手法、証拠によってリスクを回避できることがある。

現在、供述証拠等、記憶にまつわる証拠の信頼度が下がり、事実認定は物証でとの傾向が強いです。しかし、ニアミス事例は、この傾向とは逆のことを示しています。そこで、一度、事実認定にまつわるリスクについて考え直してみなければならないと考えたのです。

じゃあ、事実認定はいかにして行われているのでしょうか？

- 仮説を立てるところは自然科学と同じです。

- AならばB

- B

- 故に、A

- パース(米盛、2007)の言う

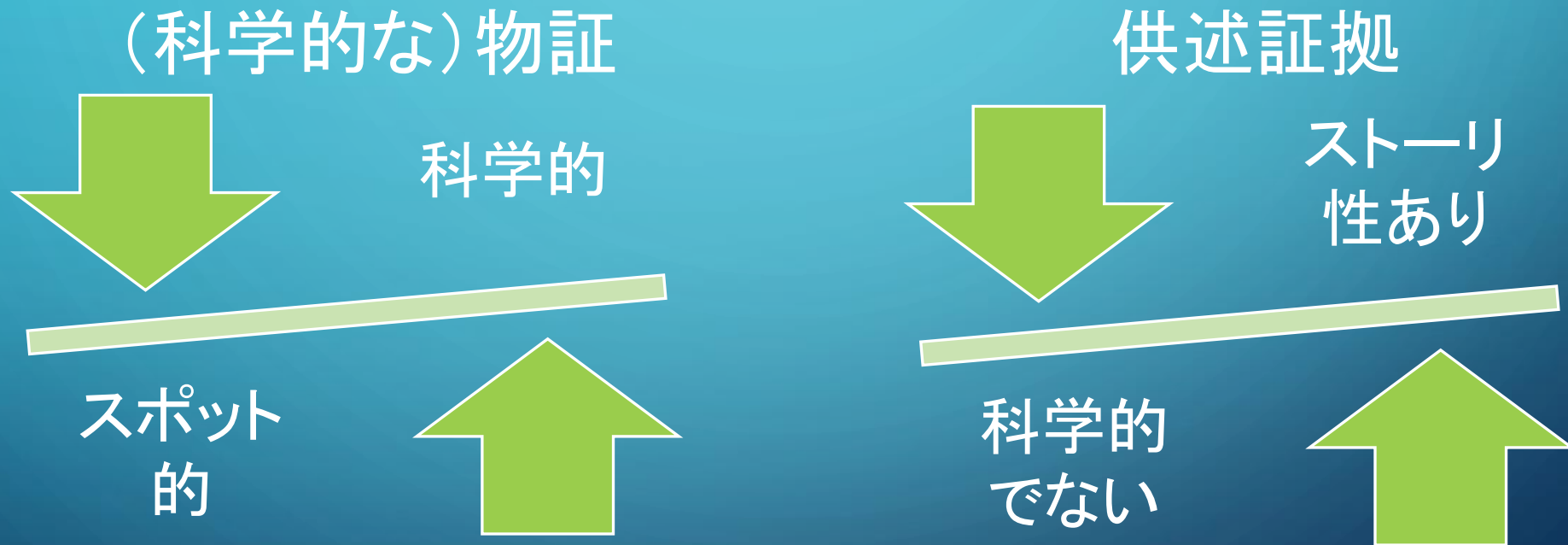
アブダクション

- アブダクションは、論理的には、後件肯定の誤謬と呼ばれ、妥当でない推論です。
- したがって、仮説には、検証が必要です。
- しかし、事件は過去の1回切りの出来事であり、再現可能性を旨とする実験等の科学的方法では歯が立ちません。

そこで、事実認定は、3つの方法で行われています。

1. 目的論的合理性への当てはまりの度合いの確認
2. 競合仮説消去モデル
3. 事実認定をベイズ的な事後確率の更新過程と捉える考え方、
 - です (Spottswood、2013)。
 - これらは、誤認逮捕、冤罪を防ぐための3つのバリア (ホルナゲル、2004／2006) と言えます。
 - では、供述証拠等なしで、どのように事実認定が行われるか考えてみましょう。

まず、さまざまな種類の証拠についての評価からお話します(黒崎・岡田・遠藤・前田、2010)。



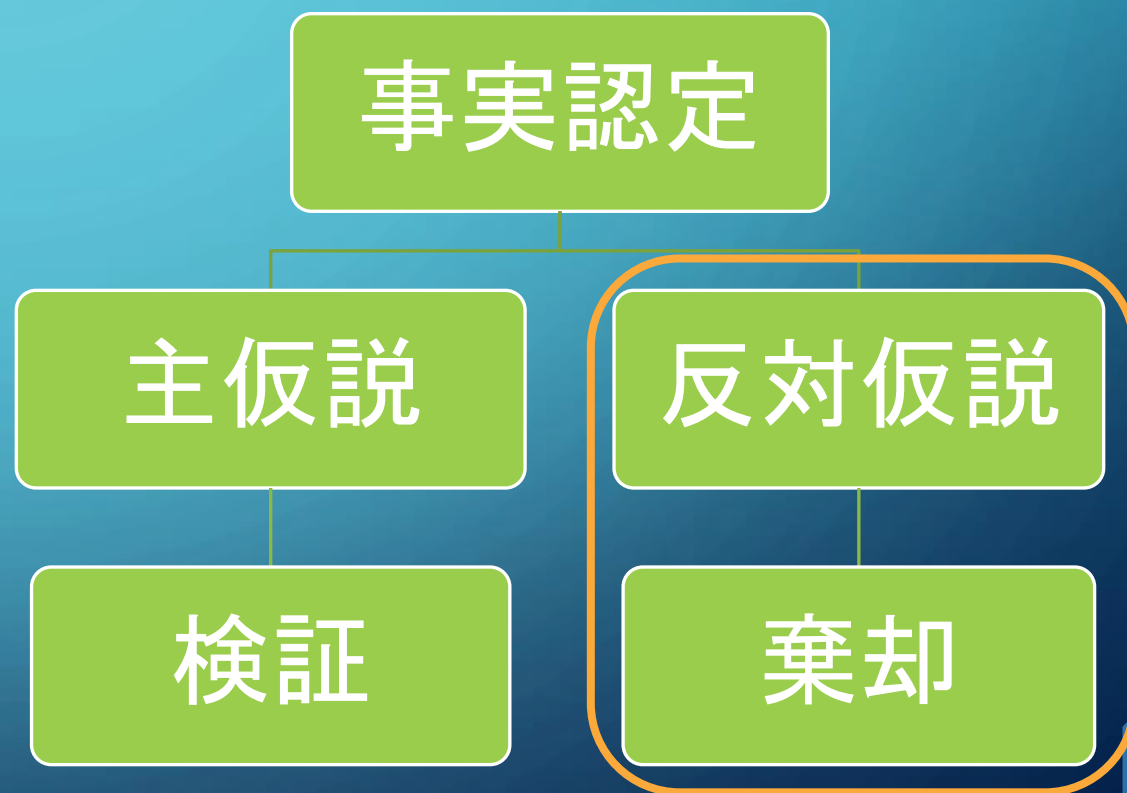
物証も、状況証拠もスポット的ですが、ただし、物証は物理的に存在するという有利な点があります。

- 物証、状況証拠①、②、③、④で事実認定するとします。
- ① → ② → ③ → ④、というふうに、想像力を使って納得のいくストーリーを作るか(仮説形成)、
- そのストーリーが、目的論的因果性、目的論的スキーマに合致していると評価できるかが、評価されます(中川、植村、木口、2003;増田、2004;石井、2005)

心証形成

- ドイツ歴史学派(参照、ウリクト、1971/1984)のVerstehen(理解、了解)が起源です。再現可能性がなく、(自然)科学的な方法が使えない1回切りの事実(歴史的事実)について判断するための方法です。

- 単に、納得のいく1つのストーリーを作れるかだけではなく、犯人に関する複数のあり得る仮説を生成し、
- 消去法的に残ったもので、事実認定をするという方法があります。
- フロイントの競合仮説消去モデル(増田、2004)あるいは消去法的認定と呼ばれます。



確率論的な考え方があります。

- $A \rightarrow B_1, B_2 \cdots B_n$
- $B_1, B_2 \cdots B_n$
- 故に、 A
- ところで、 B を1～ n というふうに順を追っていくに従って、 A である確率が上がっていく事が考えられます。
- 太田(1982、2000)は、
- それぞれの証拠の証拠調べは事件についての仮説の信念＝事後確率の更新の機会であり、
- 事実認定はその連続的な過程であるとする考え方を提唱しています(マンクテロウ、2012／2015も同様)。

1. 偽りの目撃証言が原因のニアミス事例（同僚を窃盗犯人に仕立てようとした事例）

- 全国展開の非営利組織の支部で共有のお金が盗まれる。建物の管理者のAさんが盗んだのを目撃と、B、C、Dさんが証言。Aさんの犯行と考えられた。
- しかし、Aさんの検査では、封筒の種類、いつ盗まれたか等々反応なし、で陰性判定。
- その後、担当係長がこの非営利団体と交流のある組織で聞き込みを実施。すると、「ここ、派閥ありますねん」という情報が得られ、Aさんは派閥甲、B、C、Dさんは派閥乙と判明。

- 派閥によるでっち上げ事件の可能性あり。「お金を触ることのできる人には、みんな検査をして貰いましょう」と担当係長に要望。しかし、先方から「忙しいので来月まで待って下さい」とのこと。
- 1ヶ月が過ぎて架電したところ、全員県外に転出のため検査が実施できなかった。人事を自由にできる人まで、事情を知っていたと考えられる。ということで、派閥乙の意向が働いた事案と言うことができる。

なぜニアミスが起こったか？

偽りの目撃証言や被害者の証言を基にすることで事件見通しを誤ることがある。

複数の目撃者で話が合致しているとより確からしく考えられる。

今回は、意図的な嘘だが、Loftus(1979)は意図的でない目撃証言について注意が喚起している。

なぜリスクを回避できたのか？

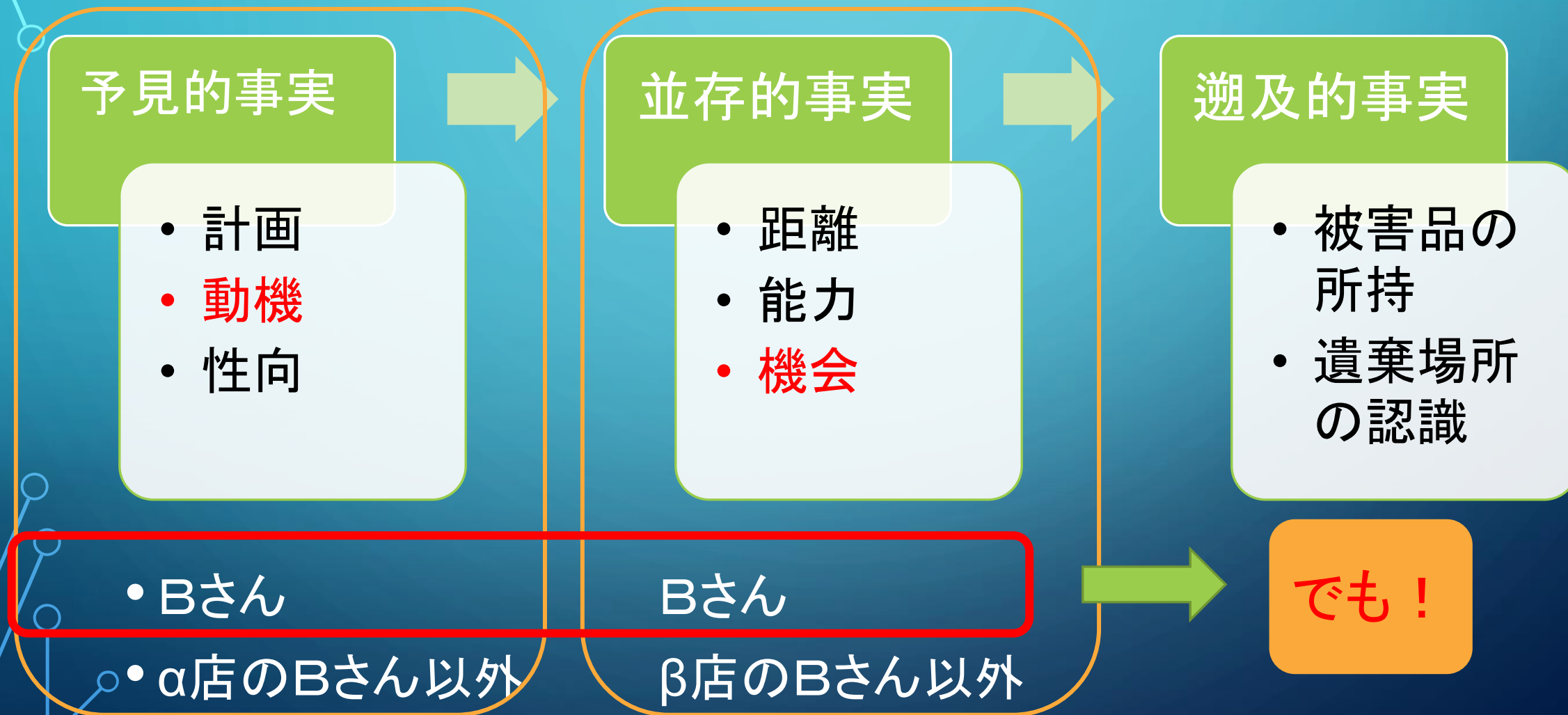
- 目撃者の供述が偽りでも、被疑者の方の記憶を探る方法がある。

2. いわゆる心証形成によるリスクの事例（インターネット上の名誉毀損事件）

- インターネット上で、レストラン α の店長Aさんが、一度客に出した野菜等を次の客に出していると書き込まれる名誉毀損事件が発生。店長は、売り上げの減少から、こんなことでもしないと、店が持たないと自嘲気味に店員に話したことがあるという。
- 店員のBさんが不快に思い、店長Aさんがこんなことを言っていると不満を至るところでわめきちらす。そのBさんがレストラン β に転職、そこでも、Aさんの悪口を言い続ける。

- 名誉毀損の書き込みは、レストランβの店舗のコンピュータからと判明。Bさんしかあり得ない、と判断された。
- しかし、検査結果は、ハンドルネーム等の反応有りだが、書き込みをされたコンピュータのあった位置、書き込みの時期等は反応なし。
- Bさんは、「知人から、あんた書いたんちゃうん、とか言われて書き込み見ました」と申し述べる。
- 書き込みを見ただけで説明できる反応が出ているがそれ以外の反応は出ていない。積極的に陰性とすべき事例である（捜査結果は出ていない）。

目的論的合理性への当てはまりを調べるためによく使われる道具としてウィグモアの図式があります(中川・植村・木口、2003)。



事件の仮説を、一般的な目的論的スキーマと一致か否かで審査。



ありふれた動機を持ちうる人だけが犯人の可能性がありと判断されがち。

Bartlett (1932)、荒唐無稽な話しを記憶し再生、目的論的に合理的な話しに変わると報告



目的論的スキーマに一致と判断されても、現象がスキーマに沿って解釈され直したただけかも？

事件の記憶を調べる意味があるのでは？

3. 消去法的認定－競合仮説消去モデルが原因のニアミス事例（訪問盗の事例）

- Aさんが、自宅で貴重品とお金がなくなったと警察署に来署。被害品の存在が確認できているときから、なくなったと気が付いたときまでに、Aさん宅を訪問したのはBさんのみで、「Bさんが犯人と思う」とおっしゃる。
- この状況で、Bさんへの逮捕状は出る。しかし、厳しい取調べをすると、無実でも虚偽自供して、誤認逮捕の可能性もある。そこで、ポリグラフ検査を要請してきた。

- しかし、検査では、被害品の種類、窃取の機会等に反応が出現せず、陰性判定。数日後、担当係長から電話があり、「Aさん掃除したら、被害品、出てきました、てゆうてはりましたわ」とのこと。
- 同種の事案が、発表者の経験だけでも30件以上ある。

なぜ、ニアミスが起こったのか？

妥当な仮説(事件にあらず)の生成に失敗

犯罪捜査場面で、事件でないとの仮説は心に浮かびにくい。

心理学的には、使用可能性の欠如という。

- 使用可能性ヒューリスティック(TverskyとKahneman、1973)の問題

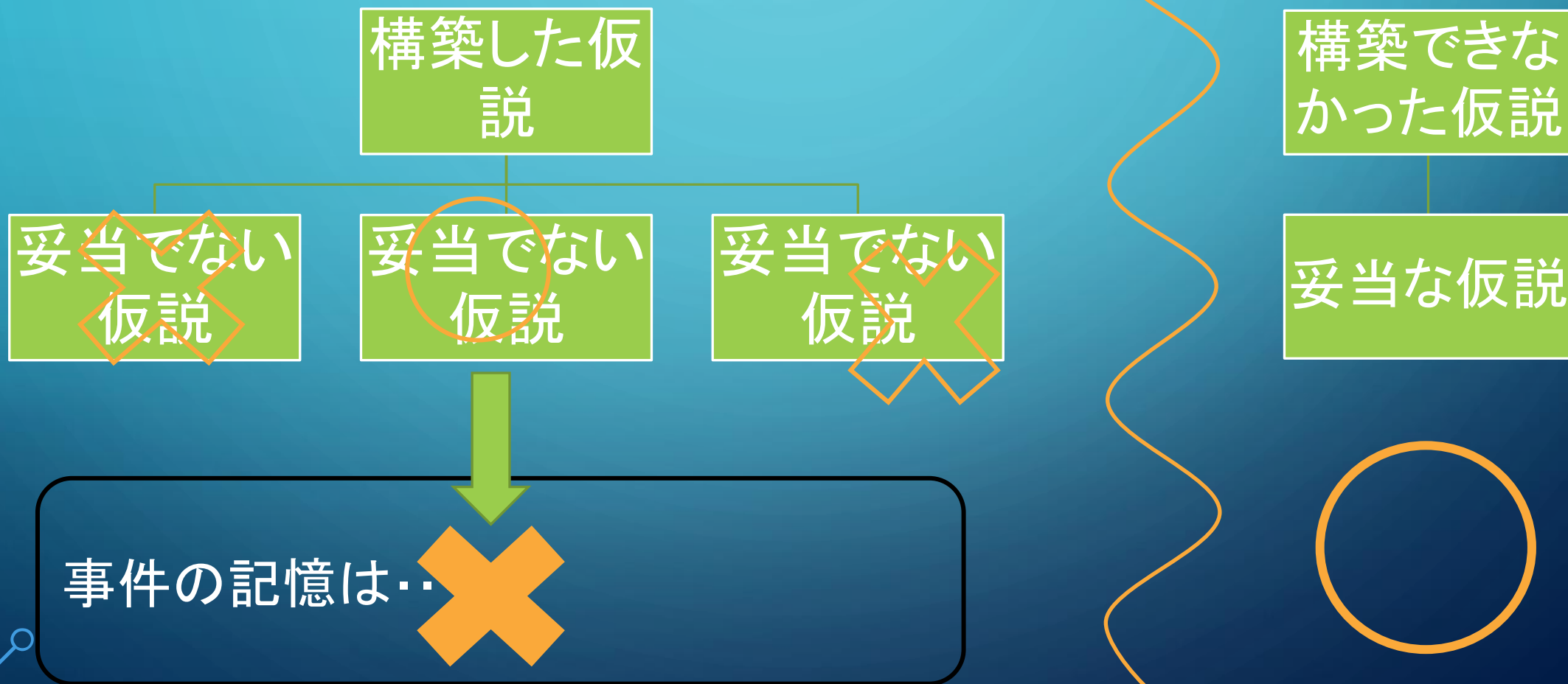
事件であるとしたら、犯人の可能性があるのはBさんのみ。

被検査者による犯行機会の唯一性（消去法的認定・密室性）の要件を満たしている（豊崎、2010）。

したがって、逮捕状が出る。

- しかし、この間接的な状況証拠がBさんが犯人であることの根拠となるためには、事件であることが前提（豊崎、2010）。

つまり、競合仮説消去モデルでも失敗することがある
ということ。



検察官から、「自供があれば逮捕する」、「自供があれば起訴する」と言われることがある。

- これは、現在の検察官も、実は記憶にかかわる証拠、供述証拠、自白を頼りにしているということの証拠です。
- しかし、このように言われたことを取調官が圧力と感じてしまうと、取調べがあらぬ方向に向いてしまうことも考えられます。
- このような状況の時には安全のために、ポリグラフを使うようにと、捜査員に伝えています。

4. 知人がかっぱらいした場面を目撃した目撃者が容疑をかけられた事例.

- 夜の繁華街でAさんがズボンのポケットに入れていた財布を抜き取られた。直後に発進した車を追跡、容疑車両のナンバーを確認。容疑車両はバーのマスターBさんの車で、客のCさんを迎送中。Cさんには窃盗に前科があったため、任意で取り調べ。
- しかし、Cさん、「私でいいです」などと意味不明で、迎合をうかがわせるような供述を繰り返す。
- ということで、ポリグラフ検査を要請。

- 盗まれた財布はすでにD地区の川岸で発見。検査では、財布の実物提示検査では反応あり、遺棄した地区(D)、場所(川岸)で反応なし。そこで、犯人の構成・人数について検査を行ったところ、「あなた以外のあなたの知っている人ひとり」に反応。
- 検査後の面接では、知人が盗むのを見たが、言えなかったということであった。

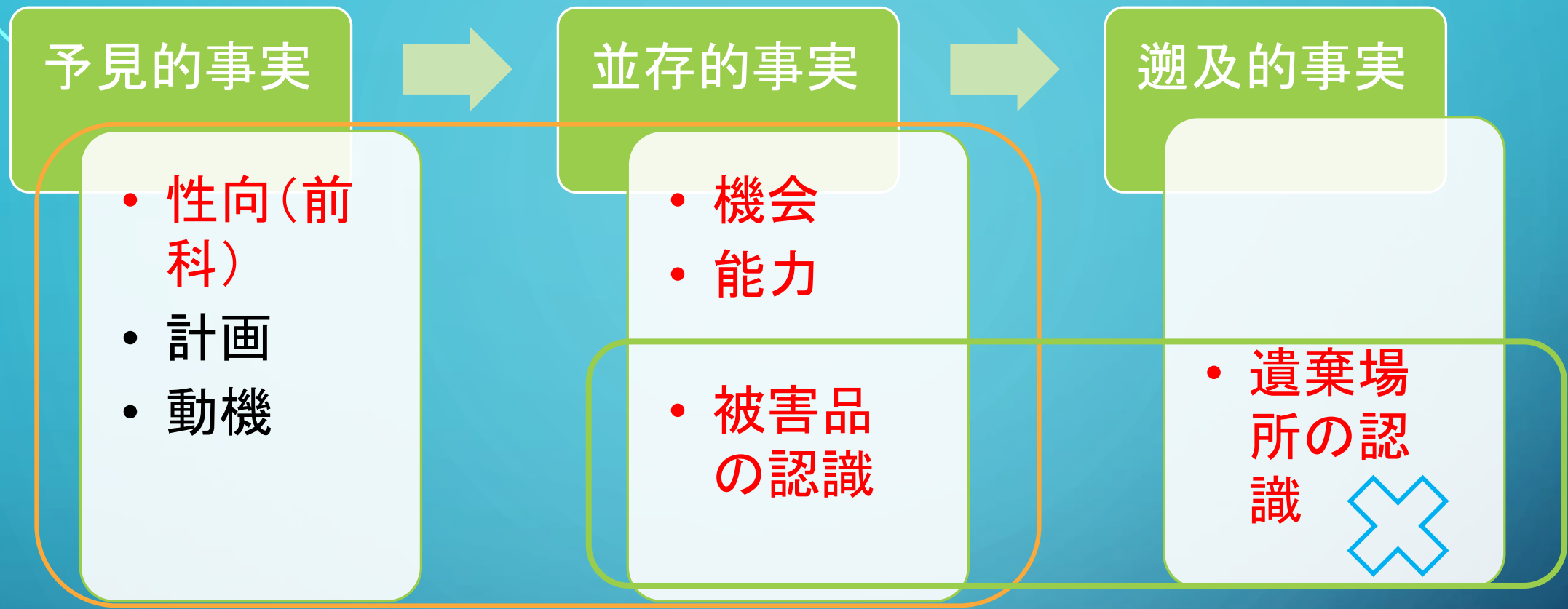
なぜ、ニアミスが起こるのか？

事件の事実認定は高度の蓋然性でよい。

仮説について、蓋然性を高める証拠と蓋然性を低める証拠を収集。

しかし、蓋然性が高まった仮説が妥当でない可能性は常に残る。

問題は100%にならないこと。



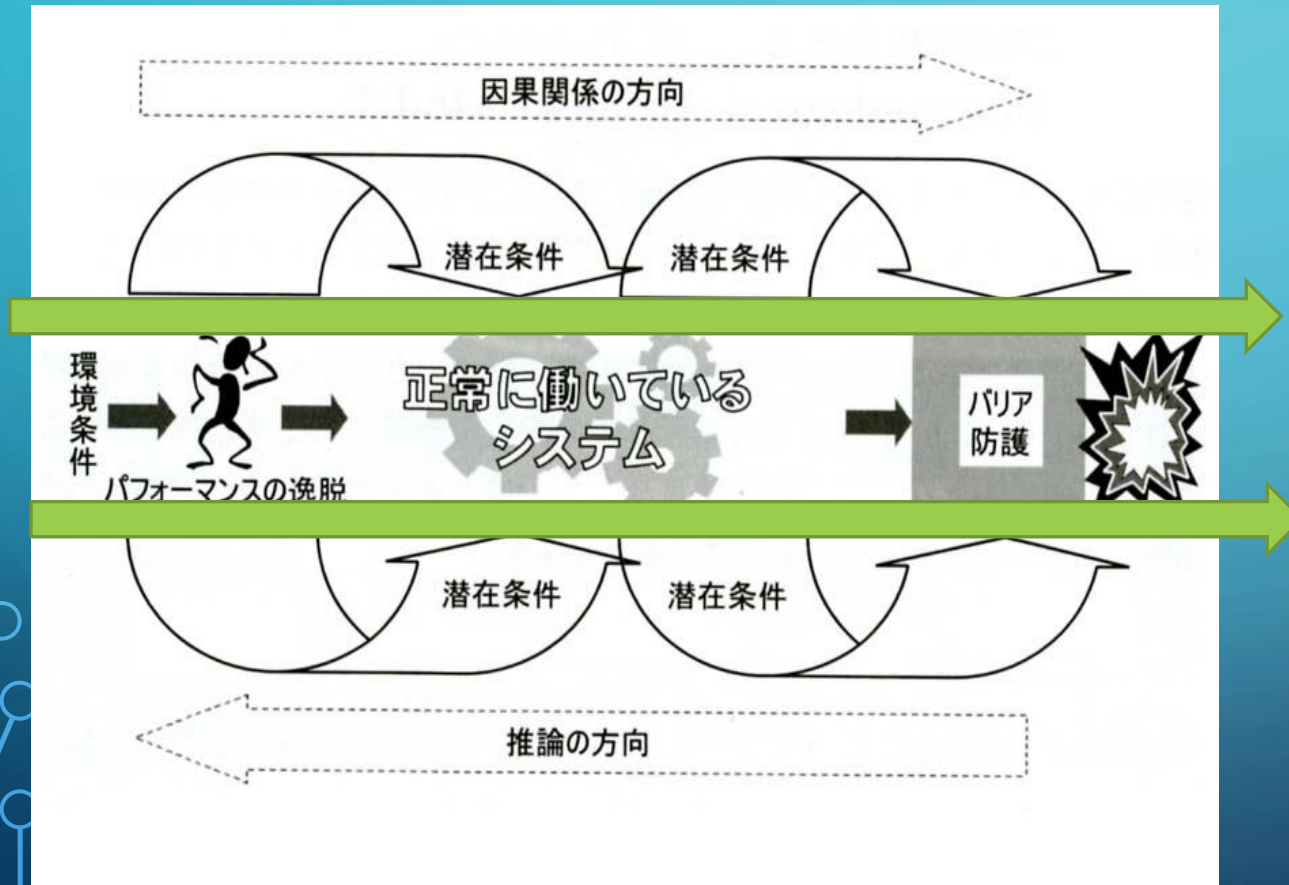
- 予見的事実と並存的事実が揃っているので容疑性が出ます。
- しかし、目撃者が持っている記憶は現場で得ることのできる情報のみです。
- 遡及的事実についての記憶は、事件に関係のある者にしかありません。
- ウィグモアの図式は、記憶を調べる場合は効力を発揮するようです。

目撃者と被疑者を弁別しようとする試みとして

- GAT (guilty action test): 「～をしましたか」と聞く質問法が提唱されたことがありました。
- しかし、反応の強さには個人差があるため、必ずしも、犯人 > 目撃者とはなりません。
- テロ対策で、ポリグラフ検査で事件現場に行っていない指揮官を見つけようという試みがあります(平、2018; 中山、2018)。
- 指揮官と実行犯は、持っている情報が違います。
- 目撃者と犯人も持っている情報の違いで分けることができますと考えられます。

以上、お話ししたニアミス事例が教えてくれることは、

- 物証等のみの事実認定で、事実認定のエラーを防ぐバリアが破られ、誤認逮捕、冤罪のリスクにさらされることがあることと、
- ポリグラフでリカバーできる場合があるということです。
- では、なぜポリグラフという記憶に関わる捜査手法で誤認逮捕等を回避できたのでしょうか。



- 記憶が、なぜ事実認定のリスクを回避に役立つかは、供述証拠の重要性から理解できます。
- 心証形成では、想像力を使って納得のいくストーリーを作り、目的論的スキーマ等に合致しているかが評価されます。しかし、ここには、ストーリーの構成の問題や、一般的な目的論的スキーマが捜査中の事件に適合しているか、スキーマ自体がバイアスの源泉にならないか等の問題があります。また、バリアが破られる場合もありました。つまり、
- 物証、情状証拠だけによる事実認定にも危険性があります。
- そこで、被疑者の方から事件のストーリーを提示されるなら、安心して事実認定ができると考えられました。→これが供述証拠の重要性です。
- しかし、記憶研究で、目撃証言、供述証拠の信用性は低下しています。

じゃあ、ポリグラフは……

科学的

ストーリー的

心理学
の中で
許容

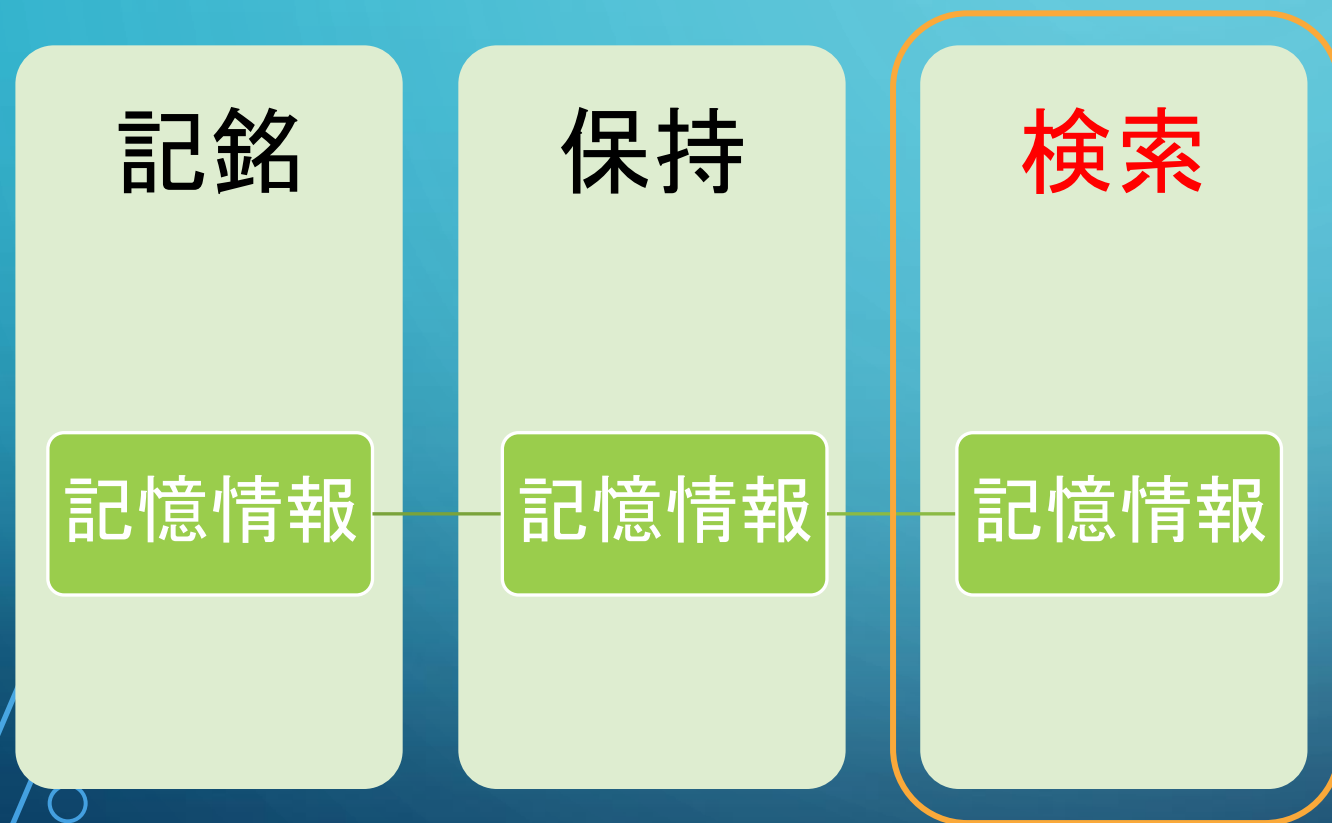
多くの項
目の検
査可能

科学的コ
ントロー
ルあり

点描画
的だが

- 科学的な物証の弱点も、供述証拠の弱点もカバーできる可能性があります。

しかも・・・



- ポリグラフ検査は記憶の検索段階の記憶変容を免れています。
- “誘導”等、現在、捜査活動において問題となる記憶の変容は記憶の検索段階のものであります。

これをAI(オートプシーイメージング)との比較で説明してみる.

■新しい死亡時医学検索のイメージ (p.123 参照)

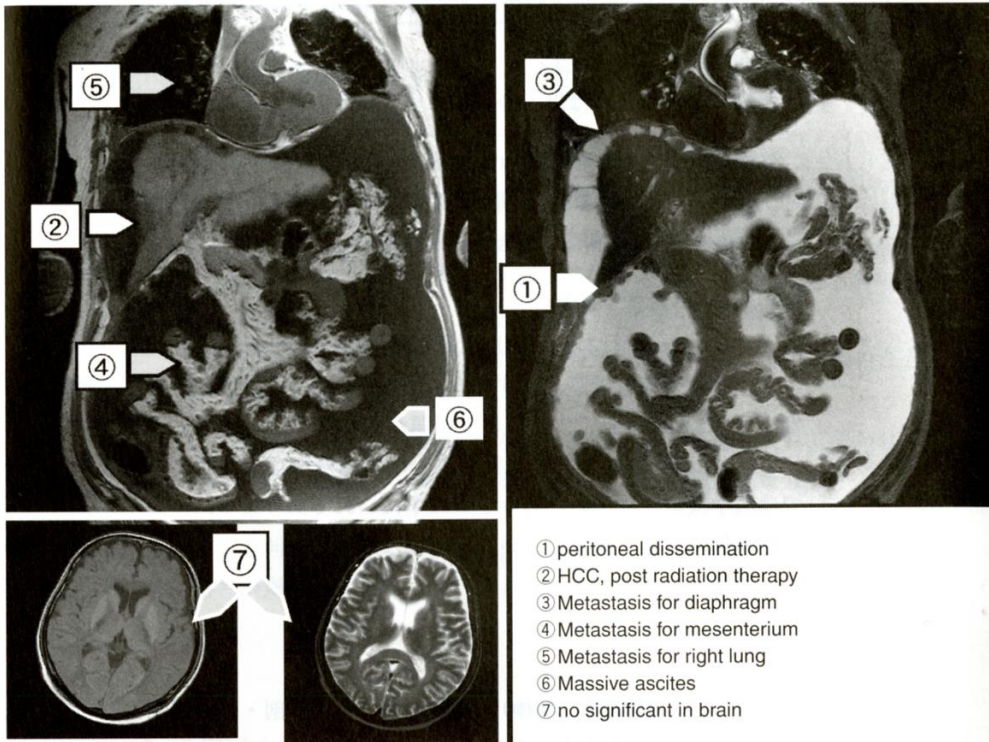


図7 AI画像

- 1) ここに呈示した医学情報は、今の医療では失われている。
- 2) 剖検を行うことで失われてしまう情報が客観的医学情報として固定される。

- AIは非侵襲的な、非破壊検査。
- 解剖で破壊され、失われる情報を残しておくことができます (江澤、2005)。
- ただ、解剖よりも解像度は低。
- ポリグラフ検査もある程度非侵襲的な検査と言えます。

ところで、

自然観察

- 必要な情報が出てくるまで待つ必要。

実験

- こちらの求めている問題について問いたすことが可能。

ポリグラフは実験に近いです。

- ポリグラフ検査は、証拠の足りないところや任意の対象に対する検査が可能です。
- 例えば、物証から描かれたストーリーに
① → ② → ③ → ④
- という感じで、③というミッシングリングがあった場合、
- ③にまつわる記憶の有無を調べることで、仮説が正しいか否かを調べることができます。

ただし、...

記銘

記憶情報

保持

記憶情報

検索

記憶情報

- ポリグラフ検査も記憶の記銘・保持段階の記憶変容を免れていません。
- ところで、豊崎(2010、2014)は、間接証拠と科学的証拠についての議論の中で、事実認定は総合的に判断されるべきと論じています。
- ポリグラフ検査もそのような事実認定の判断材料としての資格は十分に有していると考えています。

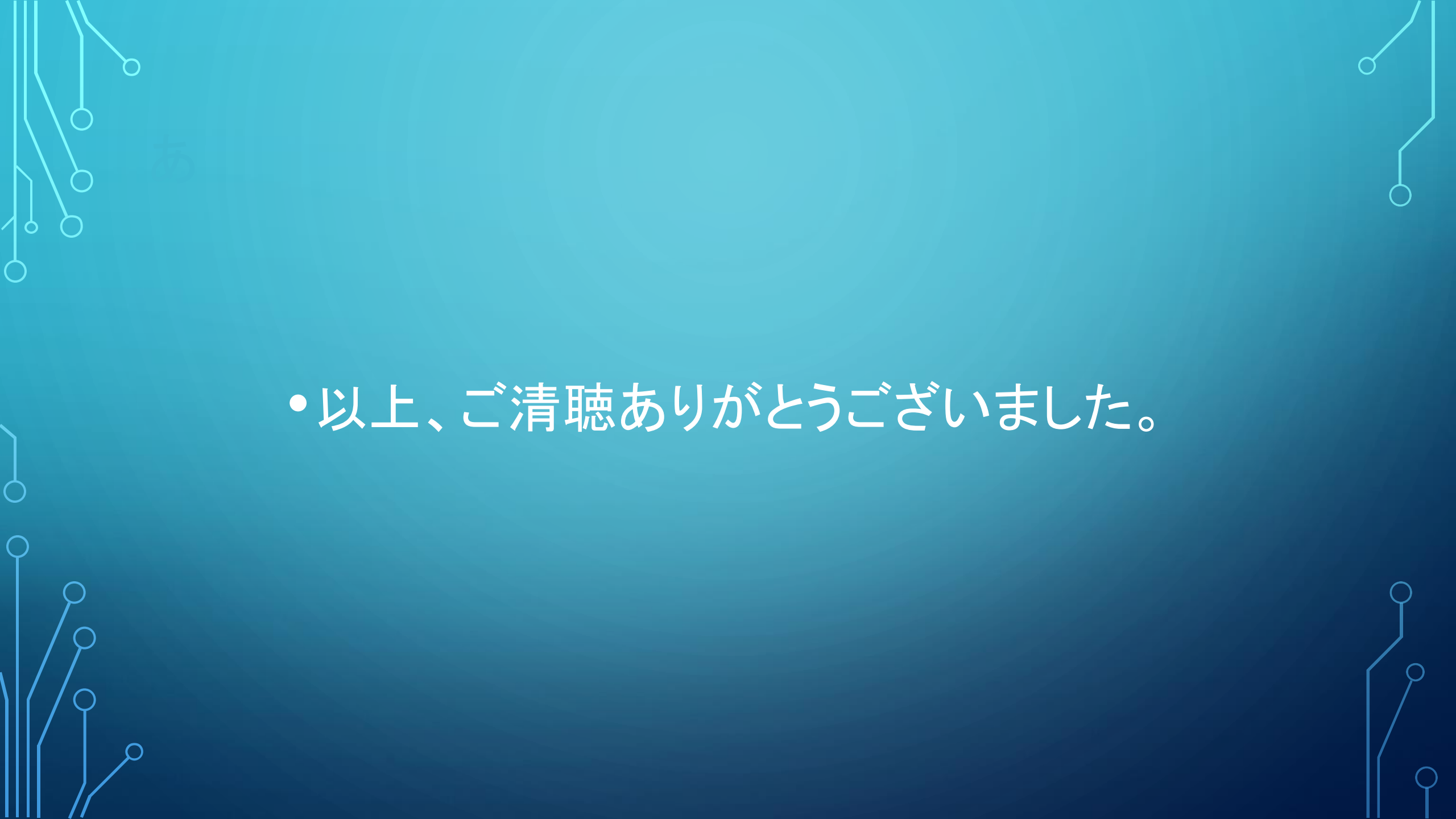
心理学的知見を用いた取調べについて

もともと、供述証拠はポリグラフよりはるかに解像度が高く、事件の全容解明には不可欠。

心理学的知見に基づいた取調べは、記憶の非侵襲的で、非破壊検査を目指すもの。

記憶に影響を与えず、否認だけを解消、破壊する方法があればベターと考えられます。

そのへんのところを、和智先生にお話しただけだと思います。

The background is a solid blue gradient. In the four corners, there are white line art illustrations of circuit boards or neural networks, with lines connecting to small circles.

•以上、ご清聴ありがとうございました。